

自然環境整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	広島県	対象地域	比婆道後帝釈国定公園(中国自然歩道線道路(帝釈峡地区歩道))	延長	20	Km
-------	-----	------	--------------------------------	----	----	----

計画期間	平成 22 年度 ~ 平成 24 年度
------	---------------------

目標

大目標: '安心・安全な利用拠点等施設整備による自然とのふれあいの推進'
 目標: 帝釈峡地区歩道施設等の危険箇所対策等を実施し、安全で快適な利用を促進する。

目標設定の根拠

対象地域の現状

・比婆道後帝釈国定公園の帝釈峡地区は、石灰岩台地を帝釈川が侵食して生じた南北に約16kmにわたる大渓谷で、連続する巨大な崖壁・岩峰・奇岩と、人造湖である神龍湖とが調和して優れた景観を呈しており、国の名勝に指定されている。また、国の天然記念物に指定された『雄橋』や石灰岩地帯に広がるケヤキ群落等の植物群は学術的にも貴重である。
 ・国定公園第1種特別地域に指定されている帝釈峡地域の下帝釈(神龍湖等)から上帝釈(雄橋等)を縦断する探勝歩道は、帝釈峡の四季折々の渓谷美を満喫できるこの地域の中心的な路線であるが、落石が多発するため、平成8年から一部を通行止とし、渓谷を離れ山間部へ迂回ルートを設置した経緯がある。下帝釈地区においても、近年、落石が頻発しており、利用者の安全が危惧される。

課題

・帝釈峡歩道沿い斜面の不安定な岩盤・転石への安全対策を行い、歩行者の安全を確保するほか、利便性、景観性向上を目的として、老朽化した施設(駐車場・標識等)の再整備を行う必要がある。
 ・頻発する落石等への安全対策については、危険箇所が多数ある中、また限られた予算の中で、特に利用者多い地区について集中的に実施する必要がある。

将来像(ビジョン)

・安全性及び利便性を向上させることにより、来峡者が増加し、自然とのふれあいが活発となること。
 ・また、人々が地域の歴史や文化に親しむ機会が増え、地域の活性化にもつながること。

上位計画等との整合

・いづれも公園計画や中国自然歩道整備計画における整備方針に合致している。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
						基準年度		目標年度
1. 帝釈峡危険地区数	地区	地質・地形等により利用上危険な状態となっている地区数	現地調査	帝釈峡地域における利用推進の前提となる安全性の確保の指標とし、危険地区を解消することを目指す。	9	平成20年度	0	平成24年度
2. 帝釈峡利用者数	人/年	帝釈峡の利用者数	利用状況調査	帝釈峡地区施設整備による利用促進指標とし、現行より5%程度の利用者の増加を目指す。	85,200	平成20年度	89,460	平成24年度

整備計画の評価

整備終了後、設定した指標に係るデータを整理し目標の達成状況に関する評価を行い、平成25年度にインターネット等を活用して公表するよう検討中。

自然環境整備計画の整備方針等

対象地域の整備方針	方針に沿った主要な事業
<p>整備方針(帝釈峡地区歩道施設等の危険箇所対策等を実施し,安全で快適な利用を促進する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下帝釈峡地区のうち利用頻度の高い中国自然歩道 山野峡・帝釈峡ルート終点から1.2km南下地点(通称:火の首ルート)から神龍湖畔を經由し,通行止め迂回路ルートの分岐点までの2.0km区間について,不安定な岩盤・転石の崩落を防止するための安全対策工事を行う。 ・落石対策工法の選定については景観を損なわないよう最大限の配慮をする。落石防護柵等部材が露出する工法においては,石灰岩地帯の景観とマッチするように着色部材は使用せず,亜鉛メッキ仕上げ等とする。 ・現地と整合性の取れなくなっている既存標識の再整備及び表示形式の統一化を図り,適正な情報提供を行う。 ・可能な限り外国語表記を付加した標識整備を実施し,多様な利用への対応を行う。 	<p>(比婆道後帝釈国定公園) 帝釈峡歩道等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落石防止等安全対策工,防護柵,階段,標識,舗装等の整備 (県)
<p>環境配慮の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用が可能な施設整備にあたっては県産材,間伐材を積極的に使用していく。 ・舗装材,砕石,コンクリートなどは再生材を使用するほか,自然石等の材料を積極的に使用する。 	
<p>高齢者、身体障害者等の円滑な利用に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場については,As舗装を行い車椅子で容易に移動できるようにする。 	
<p>合意形成の状況・方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画については地元市町及び地権者等関係者等と協議し了解を得ているが,詳細については実施年度に個別に協議を行うとともに,関係者と密接な協議を行うこととする。 	
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画については広島県のホームページにより公表する。 ・整備施設については,広島県が管理する。 	